

〈被害者参加〉 通訳に伴う文書作成料(翻訳料)請求書(兼 通訳人請求書/領収証)

※通訳料等の請求については、別書式をご利用ください。

法テラスでは、通訳に伴う文書作成料(翻訳料)については、次の要件を全て満たす場合に限り、支給する扱いとしております。

- ① 国選被害者参加弁護士としての活動に通訳人を要した事件であること
- ② 当該通訳人に文書作成(翻訳)を依頼したこと
- ③ 当該文書作成(翻訳)が国選被害者参加弁護士による検察官の権限行使への意見申述、証人尋問、被告人質問及び事実又は法律の適用についての意見陳述のために行われたものであること

弁 護 士	弁護士: _____ 登録番号: (_____)
事 件 情 報	事件番号: _____ 年()第 _____ 号 被害者参加人氏名: _____

《通訳人記入欄》	
以下の翻訳内容のとおり	_____ 月 _____ 日
<input type="checkbox"/> 請求します	<input type="checkbox"/> 受領しました
通 訳 人	
氏名: _____	住所: _____ 通訳言語: _____ 語

翻 訳 内 容 ※太枠内は全て記載してください。

(該当項目にチェックしてください。)	
上記事件について、下記の活動(翻訳)を	
<input type="checkbox"/>	法廷通訳人に依頼した。
<input type="checkbox"/>	国選被害者参加弁護士が被害者参加人との打合せ・協議等のために依頼した通訳人(同活動のために依頼予定であった場合を含む。)に依頼した。

No.	翻訳日時	翻訳した文書の内容	対象言語	翻訳の必要性 (チェック又は記載)	翻訳場所 (チェック又は記載)	枚数 (A4換算)	翻訳料
1	月 日 時 分		語	<input type="checkbox"/> 上記要件③に該当する活動上必要であったため <input type="checkbox"/> その他 ()	<input checked="" type="checkbox"/> 通訳人宅(事務所) <input type="checkbox"/> 上記以外 ()	2,095円 (R1.9.30まで2,000円) × 枚	円
2	月 日 時 分		語	<input type="checkbox"/> 上記要件③に該当する活動上必要であったため <input type="checkbox"/> その他 ()	<input checked="" type="checkbox"/> 通訳人宅(事務所) <input type="checkbox"/> 上記以外 ()	2,095円 (R1.9.30まで2,000円) × 枚	円
総合計							円

翻訳料基準【概要】(下記基準は翻訳日がR1.10.1以後の翻訳に適用)
・翻訳後の文書A4版1枚当たり2,095円(消費税込み)が目安
(注)1文書が3万円を超える場合は、支給の可否について事前の検討が必要となるため、必ず事前に法テラスに照会してください。

※通訳人に振込・書留により支払った場合	
振込・書留手数料	円

※目安と異なる翻訳料を支払った(請求を受け入れた)場合は以下の欄を記載してください。

<p>① <input type="checkbox"/> 翻訳依頼の際、通訳人に上記翻訳料の目安を説明した。(説明した場合は口にチェック)</p> <p>②-1 目安と異なる翻訳料の内容(1枚当たりの単価等、具体的に記載)</p> <p>②-2 目安と異なる翻訳料を支払った(請求を受け入れた)理由(具体的に記載)</p> <p>(注)R1.9.30までの翻訳について上記基準による支払いがあった場合、特段の事情がある場合を除いて、従前の基準で計算を行います。</p>	<p>法テラスでは、契約弁護士が、目安と異なる翻訳料を通訳人に支払った、あるいは通訳人からの目安と異なる翻訳料の請求を受け入れた場合には、</p> <p>①翻訳依頼の際に通訳人に上記翻訳料の目安を説明したか ②同説明にもかかわらず目安と異なる支払等を行った理由</p> <p>について、確認を求めています。</p> <p>本請求書に①、②の記載がない場合(②については合理的な理由の説明がない場合も含む。)には、目安に従った翻訳料の算定・支給となりますので、必ず文書作成(翻訳)依頼の際に目安の説明をするとともに、それでも通訳人に応じてもらえず、やむを得ず目安と異なる給付基準で契約を締結した場合には、その内容及び理由について具体的に記載してください。</p>
---	--

通訳に係る報酬・料金については源泉徴収の対象とされています。源泉徴収を行う必要があるかについては、税務署等担当機関へ直接お問合せください。なお、源泉徴収を行った場合、法テラスから弁護士へは源泉徴収前の通訳費用を支払いの基準としますが、通訳費用を含めた国選被害者参加弁護士報酬費用全体に対して源泉徴収された金額を支払うこととなります。

源泉徴収額(10.21%)	円	支払額 (※実際に通訳人が領収した額)	円
---------------	---	------------------------	---